

科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 文教大学学則（以下「学則」という。）第59条に規定する科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は学年又は学期の始めとし、その履修期間は入学を許可された年度内とする。ただし、引き続き履修を希望するときは、在留資格「留学」でわが国に在留する予定の者を除き、許可を得て1年以内の期間に限り延長することができる。

(出願資格)

第3条 科目等履修生として出願することができる者は、学則第24条に規定する各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本学と連携教育の協定を結んだ高等学校の生徒は、この限りではない。

2 健康栄養学部で栄養士資格取得を目的に科目等履修生として出願できる者は、文教大学女子短期大学部健康栄養学科を卒業した者に限る。

第3条の2 入学後に在留資格「留学」を有してわが国に在留する予定の者が、科目等履修生に出願する場合は、前条第1項に規定するもののほか、次の要件を全て満たすこととする。ただし、本学（大学院、大学、専攻科、外国人留学生別科）を卒業若しくは修了した者及び出願時に卒業見込若しくは修了見込がある者を除く。

(1) 日本語能力試験 N2 レベル相当以上であること。

(2) 当該学期末までの在留資格を有していること。

(3) 入学する前年度に、他大学で科目等履修生又は研究生その他の非正規学生として在籍していないこと。

(科目等履修の範囲)

第4条 科目等履修を願い出ることができる授業科目は、当該学科又は課程に開講されている科目とする。ただし、通常の授業に支障がないと認めた科目に限る。

(出願書類)

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に別に定める検定料を添えて指定の期日までに願い出なければならない。ただし、第5号及び第6号の書類は、第3条の2の出願者のみが提出するものとする。

(1) 科目等履修願書（本学所定のもの）

(2) 履 歴 書（本学所定のもの）

(3) 健 康 診 断 書（本学所定のもの）

(4) 最終学校の卒業証明書

(5) 在留カードの写し（両面）

(6) 日本語能力試験 N2 レベル相当以上の日本語能力を有することを証する資料

(選考)

第6条 志願者の選考は、書類審査及び面接の結果に基づき、教授会において合否を決定

する。

(入学手続)

第7条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期間内に所定の書類を提出するとともに、定められた費用を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に対して、科目等履修生として入学を許可し、科目等履修生証を交付する。

(費用)

第8条 選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定められた登録料及び授業料を納付しなければならない。

2 実験、実習、教材等に要する費用は、別に徴収する。

3 既納の検定料、登録料、科目等履修料は、理由のいかんを問わず返付しない。

(科目等履修単位数)

第9条 科目等履修生が1年間に履修できる科目の総単位数は、30単位以内とする。

(科目等履修許可の取消し)

第10条 科目等履修生が本人の都合により学期の途中で科目等履修を取り止める場合は、その旨を速やかに届け出て、科目等履修生証を返却しなければならない。

2 科目等履修生が大学の秩序を乱したり、授業の妨げとなる行為があると認められたときは、直ちに科目等履修の許可を取り消す。

(単位の認定)

第11条 科目等履修生は、履修科目の定期試験を受験することができる。

2 定期試験に合格した者には、その単位を認定する。

(証明書の交付)

第12条 科目等履修を修了した者から科目等履修について証明の請求があったときは、単位修得証明書を交付することができる。

(委託科目等履修生)

第13条 官庁、学校その他の機関から科目等履修生の委託を受けたときは、本規程を準用する。

(諸規程の準用)

第14条 この規程の定めのない事項については、学則及びその他の規程を準用する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 10 日から施行する。